

# 2023年度地域医療介護総合確保基金の さらなる活用促進に向けて



公益社団法人 日本臨床工学技士会  
Japan Association for Clinical Engineers

Ver. 230828 WEBサイト用

## CONTENTS

- 1. 基金事業区分6の活用促進に向けた  
厚労省事務連絡と3技師会の協働**
- 2. 都道府県技士会へのお願い**

## 厚生労働省からの事務連絡

○補助は **何** に使えるの？

○問合せは **どこ** に行けばいいの？

→ 解決を目指す！

2023年8月9日付  
厚生労働省医政局医事課  
事務連絡「令和5年度地域医療介護総合確保基金  
(事業区分6) からのお知らせについて」

目的：  
基金のさらなる活用促進のため

内容：  
助成申請に関する具体的な説明を含む

- ・補助の対象となる医療機関の条件
- ・交付の要件
- ・補助基準 (上限)、つまり補助の額
- ・これまでに活用された事例
- ・補助交付要綱の掲載先URL (都道府県WEBサイト)

事務連絡  
令和5年8月9日

各医療関係団体関係者各位

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

令和5年度地域医療介護総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記基金に関しまして、更なる活用促進のため、従来の資料に加え、新たにこれまでの活用事例をまとめた簡潔で分かりやすい資料を作成しました。厚生労働省主催の医療機関向けの研修であるトップマネジメント研修において、別添にて周知・広報をしておりますので、各医療関係団体の皆様に於かれましても情報提供させていただきます。

また、資料内に掲載しておりますが、各都道府県のホームページにおける補助交付要綱の掲載先もお示ししておりますので、あわせて情報提供させていただきます。各団体の関係医療機関への周知等ご協力方よろしくお願いいたします。

※補助交付要綱は都道府県毎に補助対象、補助率等が異なります。都道府県によっては、お示した活用事例を補助対象としていない場合等もございますので、医療機関への周知に当たっては、周知用スライドの2枚目一番下に記載しております留意点をご一読いただき先ずは詳細な補助内容について都道府県へお問合せをお願いします。

<照会先>  
(事業区分6に関すること)  
厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
代表 03-5253-1111

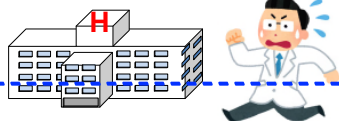
# 勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

## 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

### 1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的な要件 (いずれかを満たす) >

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
  - ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
  - ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
  - ・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
  - ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

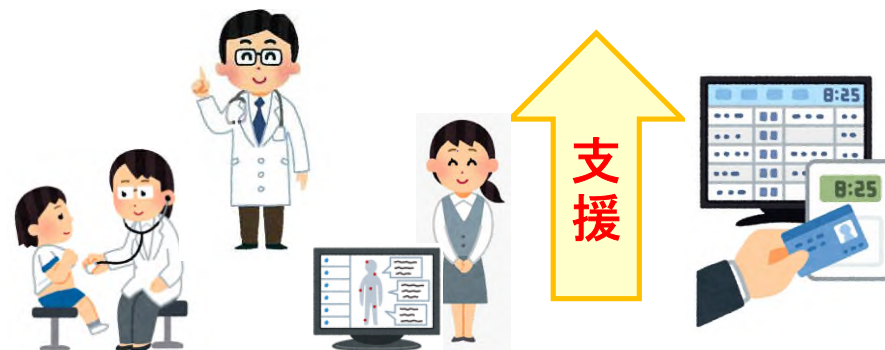
### 2. 交付の要件 ※B水準・連B水準相当 (派遣先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可)

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用(雇用予定含む)している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

### 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



### 3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

### 4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円

※20床未満の場合は20床として算定。



補助は **何** に使えるの？  
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！  
**問合せ** はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために  
お答えします。



## 補助対象経費のこれまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、**これまでに活用された事例をご紹介します。**



### 人材確保に関する経費

- タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- 複数主治医制の導入経費
  - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
  - ✓ 勤務医の新規雇用
  - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- 医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等



### ICT機器、設備費等

時短に資するものであれば医療機器も可

- 患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- 画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- WEB会議システムの構築費
- 医師当直室及び休憩室の改修整備 等



### 勤怠管理関係機器

- 勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携等に係る経費
- 勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- 勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 等



### 委託費、その他

- 職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等

資産につながる経費は事業者負担を求めます

## ポイント

### ■ 補助算定方法について

**病床数** \* × **133,000円** が補助基準（上限）額 \*病床機能報告における最大使用病床数  
（例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額）

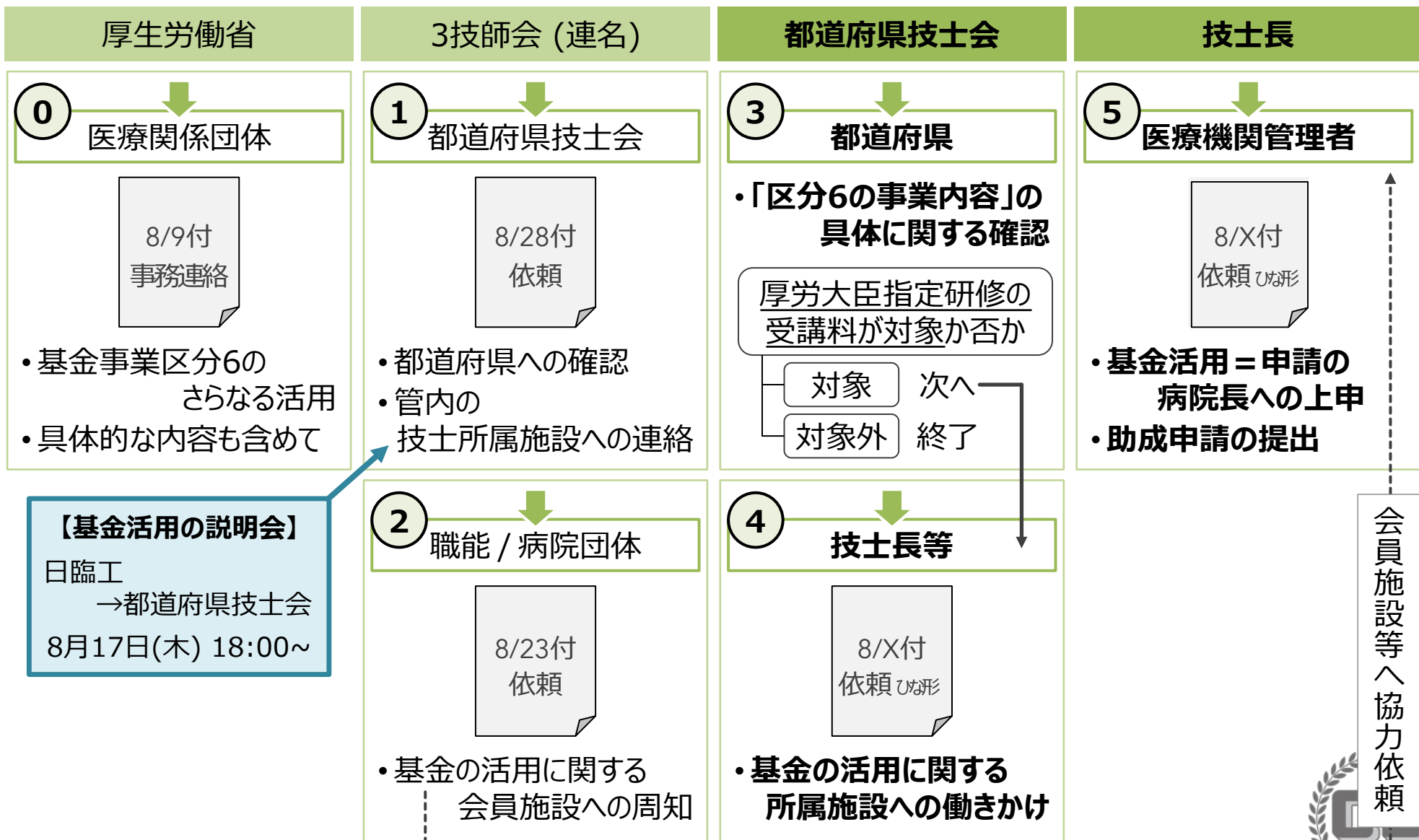
### ■ 補助の対象となる医療機関について

年間の救急搬送件数が2,000件未満であって、時間外・休日労働時間が年960時間超え（派遣先は通算）又はその予定がある勤務医がいる医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）  
留意点：診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- **問合せ先** ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/quality/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/))  
補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。



# 基金事業区分6の活用に関する対応の流れ ＊3技師会の協働による



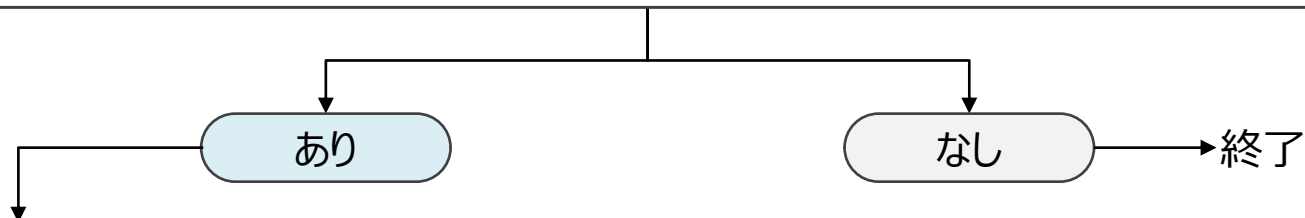
## CONTENTS

- 1. 基金事業区分6の活用促進に向けた  
厚労省事務連絡と3技師会の協働**
- 2. 都道府県技士会へのお願い**

# 都道府県技士会にお願いしたい事から

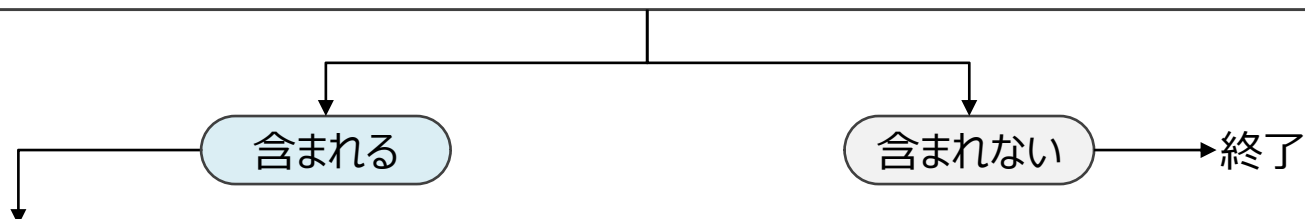
## 1 基金事業区分6の有無を確認してください

- 厚生労働省：令和5年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の内示について」を確認してください  
→[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174199\\_00023.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174199_00023.html)



## 2 都道府県に、基金事業区分6の事業内容を問い合わせてください

- タスク・シフト/シェアの経費のうち厚労大臣指定研修の受講料が含まれるか、担当部署に質問してください
- 含まれる場合は、助成申請の締切日を確認してください
- 研修会受講料以外の活用方法について確認してください \* 任意（詳細は後述）
- 該当の有無によらず、8月31日(木)までに、結果をブロック理事に連絡してください



## 3 都道府県内会員所属施設の技士長等に対して、助成申請の検討を依頼してください

- 各種データから申請の可能性があると考えられる施設をまとめましたので、依頼時の参考として活用ください
- 後日、都道府県内の申請状況について、ブロック理事に連絡してください



## 働きかけの際に留意いただきたい点

## 2

## 都道府県への基金事業区分6事業内容の確認

- 都道府県担当者に問い合わせる前に、「厚生労働省：医師の働き方改革・医療従事者の勤務環境の改善について」の「[5-1] 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に関する補助交付要綱を確認してください → [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/quality/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/)

ひと、くらし、みらいのために

● 本文へ ● ホーム ● お問い合わせ ● よくある御質問 ● サイトマップ ● 点字ダウンロード ● サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) | ● English

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

検索 調べたい語句を入力してください

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療従事者の勤務環境の改善について

健康・医療 医師の働き方改革・医療従事者の勤務環境の改善について

医療従事者が健康で安心して働くことができる職場環境の整備を！

人口の減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関における医療従事者の確保が困難な中、質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要です。

このほか、厚生労働省内のプロジェクトチームによる関係機関等での議論を経て、医療分野の「雇用の質」向上の取組が進められるとともに、平成26年10月、

省略

5. 地域医療介護確保基金（区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）

5-1. 「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に関する補助交付要綱について（都道府県一覧）

|      |      |     |      |     |     |
|------|------|-----|------|-----|-----|
| 北海道  | 青森県  | 岩手県 | 宮城県  | 山形県 | 福島県 |
| 茨城県  | 栃木県  | 群馬県 | 埼玉県  | 千葉県 | 東京都 |
| 神奈川県 | 新潟県  | 富山県 | 福井県  | 山梨県 | 長野県 |
| 岐阜県  | 静岡県  | 愛知県 | 三重県  | 滋賀県 | 京都府 |
| 大阪府  | 兵庫県  | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県 |
| 岡山県  | 広島県  | 山口県 | 徳島県  | 香川県 | 愛媛県 |
| 高知県  | 福岡県  | 佐賀県 | 長崎県  | 熊本県 | 大分県 |
| 宮崎県  | 鹿児島県 | 沖縄県 |      |     |     |

各都道府県のリンク先へ

掲載されている内容

- 募集や公布の概要
- 問合せ先  
(部署名、電話番号など)

ページの先頭へ戻る

## 働きかけの際に留意いただきたい点

### 3

## 技士長等に対する助成申請検討の依頼

- 依頼のための文書は、「技士会長から技士長宛」の例を参考にしてください
- 依頼時、「技士会長から施設長宛」の文書を添付してください \* 都道府県技士会から直接郵送等も可能

### 技士会長から技士長宛

各技師（士）会長から技師（士）長あての周知依頼例

医療法人社団○○○病院 ○○技師（士）長 殿

○○○発 △△ 号  
令和5年○月○○日

○○社団法人 ○○○技師（士）会  
会 長 ○○ ○○

令和5年度地域医療介護総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて（依頼）

記載の内容（見込み）

・これから受講する技士の負担軽減のために受講料の助成申請を検討いただきたい

現在、3技師会において作成中 8月23日頃、発出予定

### 技士会長から施設長宛

各技師（士）会長から施設長あての周知依頼例

医療法人社団○○○病院長 殿

○○○発 △△ 号  
令和5年○月○○日

○○社団法人 ○○○技師（士）会  
会 長 ○○ ○○

令和5年度地域医療介護総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて（依頼）

記載の内容（見込み）

・これから受講する技士の負担軽減のために受講料の助成申請を検討いただきたい

現在、3技師会において作成中 8月23日頃、発出予定

- 申請の検討にあたり、院内の診療放射線技師や臨床検査技師と連携等を考慮いただく旨、伝えてください  
※診療放射線技師会と臨床検査技士会も、当会と同様の働きかけを行なっているため

## その他（任意）

- 実は、地域医療介護総合確保基金の事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業で認められるのは厚労大臣指定研修の受講料のみではありません。
- 都道府県に、これらの活用の可能性も確認いただき、受講料の補助に併せて、会員施設等へ周知ください。

2023年8月9日付 事務連絡で紹介された「事業区分6の活用事例」 \* 5ページから抜粋

### 人材確保に関する経費

- タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- 複数主治医制の導入経費
  - 日直・当直明けの勤務医新規雇用
  - 勤務医の新規雇用
  - 夜勤勤務医の新規雇用
- 医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とらない範囲）の確保経費 など

### ICT機器、設備費等

- 患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- 画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- WEB会議システムの構築費
- 医師当直室及び休憩室の改修整備  
※時短に資するものであれば医療機器も可 など

### 勤怠管理関係機器

- 勤怠管理関係機器（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携等に係る経費
- 勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- 勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 など

### 委託費、その他

- 職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 など

